

番組審議会

第9回 BS よしもと番組審議会

■開催年月日 : 2024年2月16日(金)

■開催場所 : BS よしもと株式会社 会議室

■出席した委員(敬称略)7名中7名出席 *あいうえお順

大原鶴美 (プロフェッショナル コミュニケーションスキル マスター・トレーナー)

川上和久 (麗澤大学教授)

久保博 (一般財団法人 日本スポーツ推進機構(NSPO)理事)

品田英明 (元 味の素 AGF 株式会社代表取締役社長)

清水義次 (建築・都市・地域再生プロデューサー/株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役) *リモート参加

竹中ナミ(ナミねえ) (社会福祉法人プロップ・ステーション理事長) *リモート参加

山田奈美香(山田・尾崎法律事務所 弁護士)

■議題

- 1.開会の辞(審議委員長)
- 2.開会の挨拶(稲垣社長)
- 3.編成関連のご報告(年末年始特別編成、1月改編説明)
- 4.「放送番組の編集の基準」改訂について
- 5.視聴者からの反応の共有(コールセンターレポートより)
- 6.番組審議

対象番組:

『芸人たちが挑む! よしもと in 上海国際コメディフェスティバル大密着!』

2024年1月1日放送

- 7.閉会のご挨拶(泉副社長)
- 8.閉会の辞(審議委員長)
- 9.事務局からの連絡

川上審議委員長による開会の辞に続き、社長 稲垣より、年末年始は工夫をこらした編成を行い昨年を上回る視聴者数を獲得できたことを報告し、審議会をスタートした。

■審議の経過の概要等

1.編成関連の報告

金田専務取締役兼編成制作局長より、年末年始の特別編成について以下3つのポイントを中心に説明が行われ、審議委員に理解された。

①地方創成を意識した編成

「石田靖と光永の全国住みます忘年会」「ダイドーグループ 日本の祭り 新春特番」等、地方の魅力、話題を伝える番組を編成した。

②レギュラータイムテーブルで高視聴率番組の吉本新喜劇を集中的に編成

「芸人たちが挑む！よしもと in 上海国際コメディフェスティバル大密着」、

「祇園花月 presents ネタ&吉本新喜劇 大笑いスペシャル」等の新規制作番組や購入番組に加え、コストの観点より再放送なども組み合わせながら効率的に高視聴率を獲得。

③吉本芸人による趣味性の高い番組を編成

「タカトシ・遠藤・ライオンのゴルフ王は俺だ!俺だ!!俺だ~!!! supported by XXIO」「向井長田のくるま温泉ちゃんねる」等 BS よしもとの新機軸となり始め、視聴率・セールス共に好調な番組を集め編成。

これらの要素を柱とする特別編成により、コストセーブも図りながらも昨年の実績を上回る視聴量を獲得し、視聴者が付き始めていることが実感できた。

また、元日に発生した能登地震発生に際して、状況判断に伴う番組差し替えへのスタンバイ、年末に他界された坂田利夫師匠の緊急特別番組の放送といった緊急編成への対応を行ったことも報告され、確認された。

続いて1月6日以降のレギュラー編成については、営業売り上げを目指した小規模な改編を行い、今後は7月に更なる地方創生への取り組み強化を実現するための準備を開始していることを報告し、理解された。

審議委員からは、BS放送のメディアにおける優位性、インターネットとの関係性をどのように捉えているかについて質問があり、稲垣社長より、地方創生を目的として創設した局であることを意識しつつ、経営の安定と視聴者数の確保のため、新しい形の放送局としての営業手段や収益確保の方法を生み出してゆきたいとの回答をし、理解された。

加えて、金田専務取締役兼編成制作局長からは、現段階でのBSよしもとのインターネットの位置づけは、将来的にはビジネス化を目指すものの、まずは認知度を高めるためのプロモーションツールとして活用しており、特にYouTubeでの取り組みにおいて顕著な成果が表れているため、今後もローカル局との取り組み等で発信を強化することも大切であると捉えていることを説明し、確認された。

2. 「放送番組の編集の基準」改訂について

考査部より、「民放連 放送基準」の一部が2024年4月1日より一部改訂されるのに伴い、その基準を準用する「BSよしもと 番組の編集の基準」の変更を行うことが諮問され、「諮問事項は妥当である」との答申があり、2024年4月1日からの改訂を進めることが確認された。

審議員からは、変更の内容について社内で周知すること、深夜番組への若い女性の出演者に対する配慮も要請する意見があり、考査部担当と金田専務取締役兼編成制作局長より、再度周知を行うこと、安全性確保に必要な対応を行うことをそれぞれ確認し、審議委員から理解された。

3. 視聴者からの反応の共有（コールセンターレポートより）

考査部より、10月～1月中旬にコールセンターに寄せられた視聴者からの意見についてのサマリーを報告し、全審議委員に理解された。

4. 番組審議

対象番組：『「芸人たちが挑む！ よしもと in 上海国際コメディフェスティバル大密着！」
(2024年1月1日放送)』

初めに、制作を担当した海外事業部 中国担当である番組プロデューサーから番組概要についての説明を行い、続いて審議委員長による進行により、各審議委員から寄せられた質問については、番組プロデューサーが応答する形式で番組審議を進行した。

①各審議委員からは、以下のような意見と質問が寄せられた。

・吉本の真骨頂というべき大変素晴らしい事業を紹介した番組である。

中国との友好関係構築に貢献する民間型の文化交流であり、外交援助にも繋がる可能性が感じられる。今後はこのような要素を特番扱いではなく、日常的に取り入れられるようになるとBSよしもととしての本領発揮にも繋がるのではないかと感じられた。

・芸人達の将来にも大きな影響を与えると思われる貴重な企画である

・もう少し尺を長くして、このフェスティバルの概要を深掘りして描き、より多くの視聴者に伝わる内容にしても良かったのではないか。また、できるだけ多くの人に視聴してもらえよう、再放送や他局への番販も企画してはどうか。

・今後は、アジア等の他の国々への進出も考えているのか。

・今回番組に出演しているフェスティバルへの参加芸人はどのような基準で選出したのか。

・今回の演目が字幕での上演となっているが、どのように決定したのか。中国の字幕文化の現状はどのような状況か。

②これらの意見に対し、吉本興業（株）海外事業部 中国担当である番組プロデューサーより、以下のような回答を行い、理解された。

・字幕での上演採用の経緯としては、2019年に新喜劇の公演を字幕で行った実績、中国の地上波TV放送にすべて字幕がついている状況、劇場でも京劇や伝統芸能公演を字幕で上演し、字幕に慣れ親しんでいるという文化的背景があり、採用を決定した。

事前に内容を決めて予め字幕を制作していたが、本番の観客の反応に対応できるよう、できる限り当日まで字幕を変更できるような対応を行った。

申請上、上演数か月前までに台本を提出しないと出来なかったため、芸人が当日に内容の全てを覚えていない場合もあったが、現地スタッフと協力しながら字幕を作り上げていった。尺については、もっと長尺番組として作りあげたかったという思いもあったが起伏が作りにくいところもあり、結果的に90分番組となった。今回は上海コメディフェスティバ

ルの全容を紹介することを盛り込めなかったが、多くの芸人の出演を優先させたいという思いから焦点をしぼりきれなかったため、次回以降は、テーマ性を持たせて取り組んでいきたい。

芸人の人選についてはいくつかの基準があり、営業経験が豊富で舞台上での観客の取り込みに長けている芸人、視覚的にわかりやすい笑いを得意とするコントやパフォーマンスを得意とする芸人、海外進出志向のある芸人、吉本の十八番である大阪のしゃべくり漫才の実力派芸人達をキャスティングした。

今後の展開として、中国での公演は定期的に行っていく土台もあるが、他の国ではまだ展開できていないため、現在インバウンドの取り組みとして行っている渋谷の∞ホールでの海外の観客向けの寄席同様に、芸人達にも日常的に海外展開も視野に入れて貰えるような場やチャンスを提供し、ネタやパフォーマンスの試行錯誤を通して、更に広く海外に挑戦する方を増やしていきたいと考えている。

7.閉会の挨拶

最後に泉副社長により、本日の審議番組に対して良い感想が多く、国の文化交流に貢献していると感じていただきありがたい。地方創生については、「キクテレミルラジ 265」内の全国 1740 の各地方自治体の市町村長を対象にした「うた自慢まち自慢」コーナーにおいて、現時点で 123 の各地方自治体の PR の場を提供できた。今後も BS よしもとを通じて各地方自治体の PR 推進に貢献したい。また、来年の大阪万博も活用し、自治体との連携を更に強化していきたいという旨の閉会の挨拶が述べられ、続いて審議委員長による閉会の辞が述べられ、審議会が終了となった。

■現在のBSよしもと審議会委員（敬称略）

※2024年3月現在

川上和久（委員長／麗澤大学教授）

大原鶴美（副委員長／プロフェッショナル コミュニケーションスキル マスター・トレーナー）

久保博（一般財団法人 日本スポーツ推進機構（NSPO）理事）

品田英明（元 味の素 AGF 株式会社代表取締役社長）

清水義次（建築・都市・地域再生プロデューサー/株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役）

竹中ナミ(ナミねえ)（社会福祉法人プロップ・ステーション理事長）

山田奈美香（山田・尾崎法律事務所 弁護士）

以上